

1. 給付金や貸付等について

事業名	内容	対象者	担当窓口
特別定額給付金	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受ける市民生活を支援するため、特別定額給付金を支給します。申請書は、5月20日頃に市から対象者へ郵送を開始します。</p> <p>郵送またはオンライン(要マイナンバーカード)により申請してください。</p> <p>特別措置のダウンロード方式申請については、5月15日(消印有効)までです。</p> <p>【支給額】1人当たり10万円</p> <p>【支給】申請に基づき受付審査後、順次給付</p>	令和2年4月27日に海津市住民基本台帳に記載されている人	企画財政課 コロナ対策支援室 53-1115
子育て世帯への臨時特別給付金	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受ける子育て世帯の生活を支援するため、児童手当を受給する世帯に対し臨時特別給付金を支給します。</p> <p>【支給額】 児童1人当たり10,000円</p> <p>【支給】 6月30日</p>	児童手当(令和2年3月分または4月分)の受給者 ※特例給付受給者は対象外	社会福祉課 53-1139
かいづっこ笑顔の給付金	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、学校等の休校に伴いより厳しい経済状況下にある子育て世帯を支給するために応援給付金を支給します。</p> <p>【支給額】 児童1人当たり10,000円</p> <p>【支給】 6月30日</p>	臨時特別給付金の対象者	社会福祉課 53-1139
住居確保給付金	<p>就職活動を行う等の条件により、次の金額を上限として支給します。</p> <p>【支給額(上限)】 単身：29,000円 2人世帯：35,000円 3人世帯以上：37,700円</p> <p>【支給期間】 3カ月間(一定の条件により3カ月間の延長および再延長有)</p>	離職・廃業した人(給与等の減少により離職・廃業と同程度の状況にある人含む)で、住居を喪失したまたはそのおそれがある人(収入要件・資産要件等あり)	くらしサポートセンター 0120-108022 社会福祉協議会 55-2300 社会福祉課 53-1139
母子父子寡婦福祉資金貸付金の生活資金の貸付	母子父子寡婦福祉資金貸付金の生活資金の貸付が活用できる場合があります。	子どもが在籍する保育所や学校等の臨時休業、事業所等の休業等で、一時的に就労収入が減少し、日常生活に支障をきたすひとり親家庭・寡婦	社会福祉課 53-1139
生活福祉資金貸付	緊急小口資金・総合支援資金(生活支援費)の特例貸付を行います。	休業や失業で、一時的な生活資金に困っている世帯	社会福祉協議会 55-2300

2. 支払いの減免や猶予等について

事業名	内容	対象者	担当窓口
個人住民税の減免	生活が困難となった場合、減免が認められる場合があります。	失業や休廃業で所得が著しく減少した人や、疾病等で多額の医療費を要した人	税務課 53-1116
市税の猶予	市税を一時に納付することが困難な場合、分割納付や、納税を猶予する制度があります。	事業の継続が難しくなった、収入が大幅に減少した等の理由により、市税を一時に納付することが困難な人	税務課 53-1116
介護保険料の減免	申請により減免を認められることがあります。	第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する人で、事業の廃止や失業等の理由で、大幅に収入が減少した人	税務課 53-1116
介護保険料の徴収猶予	申請により徴収猶予が認められることがあります。	やむを得ず介護保険料の支払いが遅延する人	税務課 53-1116
国民健康保険税の減免	申請により減免を認められることがあります。	主たる生計維持者の事業収入等の大幅な減少が見込まれる人	税務課 53-1116
後期高齢者医療保険料の減免	申請により減免を認められることがあります。	主たる生計維持者の事業収入等の大幅な減少が見込まれる人	税務課 53-1116
後期高齢者保険料の徴収猶予	申請により徴収猶予が認められることがあります。	やむを得ず後期高齢者医療保険料の支払いが遅延する人	税務課 53-1116
国民年金保険料の免除等	免除等が認められる場合があります。	業務の喪失や売り上げの減少などにより収入が相当程度まで下がり、国民年金保険料の納付が困難となった人	保険医療課 53-1349
保育料の日割り	利用自粛要請をした4月14日(火)～5月31日(日)の期間の保育料を登園日数に応じた日割り計算とします。(公立園は後日還付手続、私立園は各園により対応が異なります。)	市内認定こども園の利用者	こども課 53-1526
留守家庭児童教室利用料の減免	利用自粛要請をした期間、留守家庭児童教室を利用されなかった児童について、月ごとに利用料を減免します。 4月分：4月14日(火)または15日(水)～4月30日(木) 5月分：5月1日(金曜日)～5月31日(日)	留守家庭児童教室の利用者	こども課 53-1526
母子父子寡婦福祉資金貸付の償還金の支払猶予	支払期日に償還を行うことが著しく困難になった場合、その支払いを猶予します。	母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付を受けた、ひとり親家庭・寡婦	社会福祉課 53-1139
水道・下水道・農業集落排水処理施設使用料の支払い猶予	上下水道課窓口において、分納誓約書の申請により、令和元年度6期分から支払い猶予を行います。	新型コロナウイルス感染症の影響による休職、離職等により、収入が減少した人	上下水道課 53-1429
市営住宅使用料の減免	収入減少後の所得階層に見合った家賃へ減免を行います。	新型コロナウイルス感染症の影響による休職離職等により収入が減少した人	住宅都市計画課 53-3485

3. 届出等の期間延長について

事業名	内容	対象者	担当窓口
転入・転居等の届出 期間緩和	転入・転居等の届出は、その事実が生じた日から14日以内に行わなければなりません。14日目以降でも、「正当な理由があったもの」とみなされます。	転入・転居等の届出者	市民課 53-1114
マイナンバーカードを利用した転入の届出期間緩和	転出予定日を経過して60日（転入後の継続利用の届出は120日）まで届出を可能とします。	マイナンバーカードを利用して転出を行った特例転入者	市民課 53-1114
児童扶養手当の認定請求書等届出	異動日の翌日から15日以内に届出をする必要がありますが、緊急事態宣言が発令されている間は、法の規定により災害その他やむを得ない理由に該当し、緊急事態宣言解除後15日以内にその請求をしたときは、手当の支給は受給資格者が災害その他やむを得ない理由により認定の請求をすることができなくなった日の属する月の翌月から手当の支給を始めます。	離婚などによりひとり親になったことで、児童扶養手当を申請する人	社会福祉課 53-1139
児童手当の認定請求書等届出	異動日の翌日から15日以内に届出をする必要がありますが、緊急事態宣言が発令されている間は、法の規定により災害その他やむを得ない理由に該当し、緊急事態宣言解除後15日以内にその請求をしたときは、手当の支給は受給資格者が災害その他やむを得ない理由により認定の請求をすることができなくなった日の属する月の翌月から手当の支給を始めます。	出生・転入で、児童手当を申請する人	社会福祉課 53-1139

4. 心配ごと、お悩みについて（相談窓口案内）

支援制度名	内容	対象者	受付窓口
健康相談	新型コロナウイルス感染症に関する健康相談 平日、午前9時～午後5時	市内在住者	健康課 53-1317
人権相談	会場での相談を中止させていただいております。相談を希望される方は、担当課まで問い合わせてください。	偏見や差別的な取扱い、人権侵害を受けた人	市民活動推進課 53-3194
児童虐待相談・通告電話	連絡した人の秘密は守られます。 平日、午前9時～午後4時	虐待を見た・聞いた人	児童相談所 虐待対応ダイヤル 189 社会福祉課 53-1139
教育相談	不安な気持ちや心配に思っていること、悩みについての相談	市内小・中学生と保護者	教育研究所 53-1499

5. 事業者の支援について

支援制度名	内容	対象者	受付窓口
持続化給付金	国において法人は最大 200 万円以内、個人事業主等は最大 100 万円以内の給付が予定されています。5 月 1 日から申請が始まっており、原則、電子申請となります。 申請用 HP (https://www.jizokuka-kyufu.jp) 持続化給付金事務局 受付時間 8 時 30 分～19 時 00 分 5・6 月 (毎日)、7 月から 12 月 (日～金曜日)	中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者、その他各種法人等で、売上が前年同月比で 50%以上減少している事業者	国 (持続化給付金事業事務局) 持続化給付金事業コールセンター 0120-115-570
感染拡大防止協力金	(4 月 18 日～5 年 6 月) に休業要請等に全面的に協力いただいていること 1 事業者あたり 50 万円 申請方法 郵送またはオンライン申請 受付期限 5 月 20 日 (当日消印有効)	緊急事態措置等により、施設の休止や営業時間の短縮の要請を受けた施設を運営する中小企業および個人事業主	岐阜県新型コロナ拡大防止協力金受付係 058-278-2551
固定資産税の軽減	中小事業者等の令和 3 年度の固定資産税について、減収幅に応じて軽減	令和 2 年 2 月～10 月までの任意の連続する 3 か月間の事業収入合計額が、前年同期と比べて 30%以上減少した中小事業者等。 (1) 従業員数が 1,000 人以下の個人事業主 (2) 資本金または出資金が 1 億円以下の法人および資本または出資を有しない法人のうち従業員数が 1,000 人以下の法人 (大企業の子会社を除く)	税務課 53-1116
新型コロナウイルス感染症特別貸付	【融資限度額】 中小企業事業 3 億円 (無担保) 国民生活事業 6,000 万円 (無担保) 【融 資 期 間】設備資金 20 年以内、運転資金 15 年以内 【金利】中小事業 1.11%⇒0.21% (利下げ限度額 1 億円) 国民事業 1.36%⇒0.46% (利下げ限度額 3,000 万円) ※当初 3 年間は低減された利率を適用 【特別利子補給制度】当該融資を受け、別途要件を満たした場合は、3 年間の利子の補助があります。 特別利子補給制度の併用により実質無利子化 期間：借入後当初 3 年間 補給対象上限 日本公庫等 中小事業 1 億、国民事業 3,000 万 商工中金 危機対応融資 1 億	一時的に業況が悪化し、次の(1)または(2)のいずれかに該当する人(1)最近 1 か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して 5%以上減少した人(2)業歴 3 か月以上 1 年 1 か月未満の場合等は、最近 1 か月の売上高が、次の㉠～㉢いずれかと比較して 5%以上減少している人㉠過去 3 か月 (最近 1 か月含む) の平均売上高㉡令和元年 12 月の売上高㉢令和元年 10～12 月の売上高平均額	【貸付】日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル電話番号 0120・154・505 (株主である中小企業の組合とその組合員の人は、商工組合中央金庫相談窓口電話番号 0120・542・711) 【特別利子補給制度】中小企業金融・給付金相談窓口電話番号 0570・783183
海津市テイクアウトおよびデリバリー促進事業補助金	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、テイクアウトおよびデリバリー事業を行いそれに伴い発生した経費の補助 100% 上限 7 万円 令和 2 年 10 月 30 日まで	市内で営業する食事提供飲食店 テイクアウト事業や容器回収が不要なデリバリー事業を行った事業者	商工観光課 53-1374
セーフティネット保証制度	中小企業者の資金繰り支援のため、(1)セーフティネット保証 4 号、(2)セーフティネット保証 5 号、(3)危機関連保証が発動されています。通常の保証枠とは別に、セーフティネット保証に係る枠および危機関連保証に係る枠の信用保証が利用可能となっています。※セーフティネット保証の認定申請の窓口は市です。	売上高等が減少している人	商工観光課 53-1374
小学校休業等対応助成金 (労働者を雇用する事業主向け)	【支給額】休暇中に支払った賃金相当額 (日額上限、8,330 円)	臨時休業等をした小学校等に通う子どもや、新型コロナウイルス感染症等により小学校等を休むことが必要な子どもの世話をを行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給 (賃金全額支給) の休暇を取得させた事業主	国 (学校等休業助成金支援金受付センター) 0120-60-3999
小学校休業等対応支援金 (委託を受けて個人で仕事をする人向け)	【支給額】就業できなかった日について、1 日当たり 4,100 円 (定額) 支給を受けるには、下記の要件が必要です。・個人で就業する予定であった場合・業務委託契約等に基づく業務遂行等に対して報酬が支払われており、発注者から一定の指定を受けているなどの場合	臨時休業等をした小学校等に通う子どもや、新型コロナウイルス感染症等により小学校等を休むことが必要な子どもの世話をを行うことが必要となり、契約した仕事ができなくなっている保護者	国 (学校等休業助成金支援金受付センター) 0120-60-3999